

# 化学物質を別容器等で保管する際の措置の強化



労働安全衛生法第 57 条で譲渡・提供時のラベル表示が義務付けられている化学物質（ラベル表示対象物）について、2023 年 4 月より譲渡・提供時以外も、以下の場合にはラベル表示・文書の交付その他の方法で内容物の名称やその危険性・有害性情報を伝達することが義務付けられました。

- ラベル表示対象物を、他の容器に移し替えて保管する場合
- 自ら製造したラベル表示対象物を、容器に入れて保管する場合

この規定は保管を行う者と保管された対象物を取り扱う者が異なる場合の危険有害性の情報伝達が主な目的のため、一時的に小分けした際の容器や、作業場所に運ぶために移し替えた容器には適用されません。

## ■情報伝達事項

- ・ 名称及び人体に及ぼす作用（右図参照）

## ■情報伝達の方法（例）

- ・ 当該容器又は包装への表示
- ・ 文書の交付
- ・ 使用場所への掲示
- ・ 必要事項を記載した一覧表の備え付け
- ・ 磁気ディスク等の記録媒体に記録しその内容を常時確認できる機器を設置すること

上記に示した例のほか、「JIS Z 7253」の「5.3.3 作業場内の表示の代替手段」に示された方法によることも可能です。各事業場での取扱い方法に応じて労働者に確実に伝達できる方法で実施します。

例

**名称：**メタノール

**人体に及ぼす作用：**

引火性の高い液体及び蒸気  
飲み込むと有害  
強い眼刺激  
生殖能又は胎児への悪影響のおそれ  
視覚器、全身毒性、中枢神経系の障害  
眠気やめまいのおそれ  
長期又は反復ばく露による視覚器、中枢神経系の障害



ラベル  
文書交付  
掲示  
一覧表  
等により  
伝達する

## ■「人体に及ぼす作用」とは

GHS 附属書 3 又は JIS Z 7253 附属書 A により割り当てられた「危険有害性情報」の欄に示されている文言を記載します。この危険有害性情報については、(独)製品評価技術基盤機構が公開している「NITE 化学物質総合情報提供システム (NITE-CHRIP)」や、厚生労働省が公開している「職場のあんぜんサイト」の「GHS 対応モデルラベル・モデル SDS 情報」等に記載があり、これらを参考にすることができます。また、混合物においては、混合物全体として有害性の分類がなされていない場合には、含有する表示対象物質の純物質としての有害性を、物質ごとに記載することで差し支えありません。

ご不明点は、当社 営業担当 又は **分析担当者 杉山、佐藤（亮）**（フリーダイヤル **0120-01-2590**）まで、お気軽にお問い合わせください。

### ■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ⑤アスベスト分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ⑥絶縁油中のPCB分析
- ③水道法第 20 条に基づく水質検査
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑧土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査

